平成 27 年５月 13 日

各　位

会 社 名　株　式　会　社　大　光
代表者名　代表取締役社長　金 森　武
（コード番号：３１６０）
問合せ先　常務取締役管理本部長 兼総務部長　秋 山 大 介
（ TEL. 0584-89-7777）

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、平成 27 年５月 12 日付「過年度の有価証券報告書等、決算短信等の訂正ならびに特別損失の計上、役員報酬の減額及び特別利益の計上に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書の訂正報告書を東海財務局へ提出するとともに、過年度の決算短信等についても開示いたしました。

また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の４の５第１項に基づき、開示すべき重要な不備がある旨の記載をした「内部統制報告書の訂正報告書」を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ関係各位には、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

１．訂正の対象となる内部統制報告書

第 64 期内部統制報告書（自 平成 25 年６月１日　至 平成 26 年５月 31 日）

２．訂正内容

上記の内部統制報告書の記載事項のうち、３【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

３【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成 27 年２月、当社連結子会社である株式会社マリンデリカにおいて、過去及び当期に行われたナマコ取引に関して不適切な会計処理の疑義が発覚したため、当社は、平成 27 年３月５日、社内調査委員会を設置し、当初問題視された取引を中心に取引に至る経緯及びその会計処理の妥当性の検証を含めた調査を行いました。

平成 27 年４月 30 日、社内調査委員会から調査報告書を受領した結果、平成 26 年５月期の売上計上等に関し、取引実体を示す確たる証拠が入手できなかったことが判明したため、売上高の取り消し等の訂正を行い、平成 26 年５月期の有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

こうした事態を防ぐことができなかった全社的な内部統制及び決算・財務プロセスに係る内部統制の不備は、当社グループの財務報告に重要な影響を及ぼし、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成 26 年５月期における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当社グループは、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するため、社内調査委員会の提言を踏まえ、以下の再発防止策を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

(1) リスク管理に関する意識の向上
(2) 株式会社マリンデリカにおける社内規程等の整備
(3) 当社における社内規程等の整備
(4) グループガバナンスの強化

以　上